

## 国際交流会館A・B棟の入居者募集について

1. 入居の条件・・・外国人留学生で2018年4月より6か月以上岐阜大学に在籍予定の者  
国際交流会館のルールを守る者  
家賃が滞りなく払える者

## 2. 募集室数および各居室の案内 (2017年12月現在)

居室区分	単身室	夫婦室	家族室
室数募集	34室(男子20室・女子14室)	7室	4室
寄宿料 (月額)	A棟5,900円 B棟4,700円	A棟11,900円 B棟9,500円	14,200円
その他	※他に共益費 光熱水費 ※入居した月に預託金30,000円	※他に共益費 ※電気・ガス・水道料は実費 ※入居した月に預託金40,000円	※他に共益費 ※電気・ガス・水道料は実費 ※入居した月に預託金50,000円
居室面積 等	12～15m <sup>2</sup> ※A棟：ユニットバス付き B棟：トイレ付き 補食室・洗濯室は共用	36m <sup>2</sup> ※ユニットバス・台所付き	54m <sup>2</sup> ※ユニットバス・台所付き

## 3. 募集手続きおよび入居許可期間、選考結果の通知について

申請書類の配布場所	留学支援係 または 留学支援係のホームページからダウンロード URL <a href="http://www.gifu-u.ac.jp/international/current/housing.html">http://www.gifu-u.ac.jp/international/current/housing.html</a>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居許可申請書</li> <li>入居家族全員の在留カードの写し</li> <li>国民健康保険証の写し（「短期」は不可）</li> <li>4月入学の者 <ul style="list-style-type: none"> <li>入学許可証または合格通知書の写し</li> <li>在留資格認定証明書または申請受付票の写し (新規私費渡日者のみ)</li> </ul> </li> <li>夫婦・家族室希望の者 <ul style="list-style-type: none"> <li>同居者が配偶者または子供であることを証明できる物</li> </ul> </li> </ul>
書類の提出期限と 提出場所	<p><b>2018年1月 日 ( ) ～ 2月 日 ( ) 午後 時まで</b></p> <p>各部署留学生担当窓口へ提出してください。</p> <p>※申請書の記入は、本人または指導教員のみとする</p>
入居許可期間	2018年4月2日～2019年3月25日 または 2018年4月2日～2018年9月25日 正規生・非正規生ともに1年以内
選考結果の通知	2018年2月23日 (予定)

## 4. 申請時の注意

- 申請者の在留資格が「留学」であること。なお、在留期限が2018年4月1日以前の者は入居までに在留期限の更新を完了していること。
- 部局間の交換留学生を除き新規渡日私費留学生は入学許可証または合格通知証のコピーと在留資格認定証明書または申請受付票のコピーを添付すること。
- 留学生で、各種団体等から国費外国人留学生の大学院レベル給与(月額145,000円)を超える滞在費(給与、奨学金等)を受給する者は申請できない。
- 会館入居歴が単身室申請者・単身で夫婦室入居者は通算12か月以上、夫婦・家族室申請者(同居する者を含む)は通算36か月以上の者は、申請できない。
- 休学予定の留学生は申請できない。
- 夫婦室・家族室に同居できる家族の在留資格は「家族滞在」あるいは「留学」の者のみとし、「文化活動」、「短期滞在」

「研究」,その他「就労」可能な在留資格等を有する者については同居不可とする。また,申請者の両親・兄弟は同居家族として入居を認めない。

- ⑦夫婦の場合, いずれかの入居歴の長い方を入居期間として適用する。
- ⑧夫婦室・家族室の場合, 入居時に確実に夫婦・家族そろって入居すること。
- ⑨子供がいる場合は家族室を申請すること。
- ⑩夫婦のいずれかが研究者の場合は, 国際交流会館C棟へ入居申請すること。
- ⑪自動車を所有している者は, 運転免許証と任意保険証(自動車保険証券)を提示すること。  
※国際交流会館に駐車する場合は日本の免許証が必要です。
- ⑫原則として, 入居期間の初日から10日以内に入居しない場合には, 入居許可を取り消す。
- ⑬国民健康保険に加入しなければいけません。
- ⑭会館からの退去命令や, 館長から注意を受けた者の入居申請は受け付けません。
- ⑮申請書に虚偽の記載があった場合, 入居許可を取り消し, 今後一切の申請を受け付けませんので, 記入については十分に留意すること。

5. 館長は, 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは, 入居の許可を取り消し, 退去処分とする。

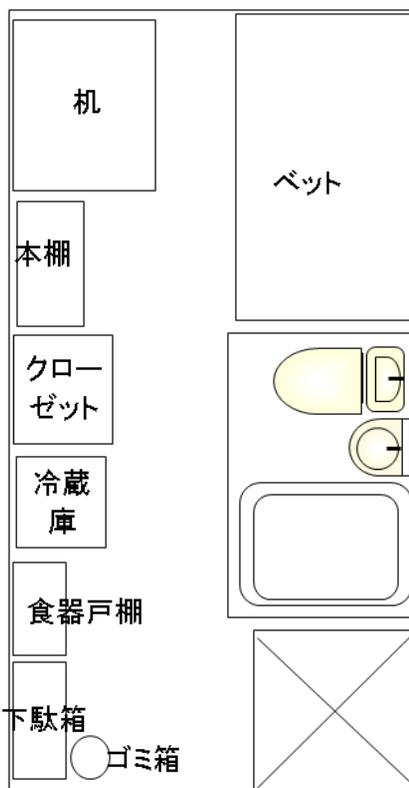
- (1) 入居後1か月を経過しても入居者が入居の申請の条件を満たさないとき。
- (2) 預託金, 寄宿料, 使用料及び光熱水料などの納付を怠り, 督促しても納付しないとき。
- (3) 入居者が入居許可期間中に重大なルール違反をおこしたとき。
- (4) 健康上の理由により会館における集団生活に適さないと認められるとき。
- (5) その他会館の管理運営上著しく支障があると認められるとき。

6. 問い合わせ先

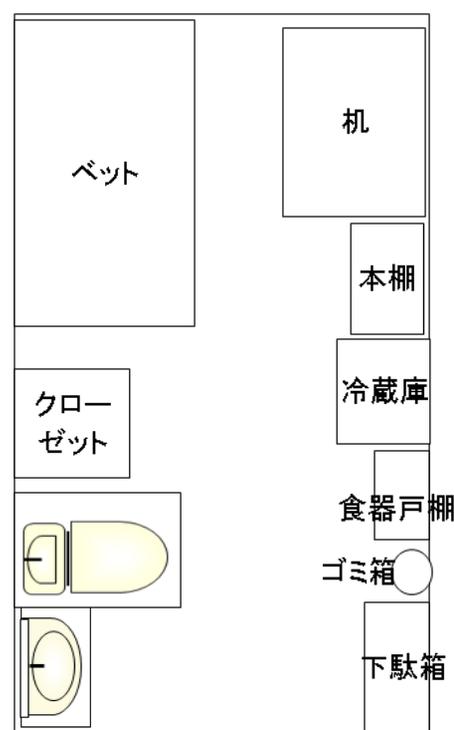
グローバル推進本部留学支援室留学支援係 河野・奥村 TEL : 058(293)2142

E-mail : gjai05008@jim.gifu-u.ac.jp

URL : <http://www.gifu-u.ac.jp/international/>



A 棟単身室



B 棟単身室